第二十一条の四　法第六十二条の九第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

（変更の届出）

第二十一条の五　法第六十二条の九第二項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

第二十一条の六　法第六十二条の九第二項の規定による届出は、別記様式第七の三による変更届出書を提出して行うものとする。

2　第二十一条の三第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（出入口制限対象駐車場の設置の届出）

第二十一条の七　法第六十二条の十第二項の規定による届出は、別記様式第七の四による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　出入口制限対象駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　出入口制限対象駐車場の区域

ロ　出入口制限対象駐車場の自動車の出口及び入口

三　法第六十二条の十第一項ただし書に該当する場合においては、同項ただし書に該当することを明らかにするために必要な図書として市町村の条例で定めるもの

第二十一条の八　法第六十二条の十第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、出入口制限対象駐車場の位置及び規模とする。

（出入口制限対象駐車場の自動車の出口又は入口の位置の変更の届出）

第二十一条の九　法第六十二条の十第三項の規定による届出は、別記様式第七の五による届出書を提出して行うものとする。

2　第二十一条の七第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設）

第二十九条の二　法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十第二号に掲げる緑地（通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。）とする。

（景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設）

第二十九条の三　法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十各号に掲げるものとする。

（低未利用土地利用促進協定の認可の基準）

第二十九条の四　法第八十条の三第三項第三号（法第八十条の五において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の三第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（緑地管理機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設）

第二十九条の二　法第八十条の二第一項の国土交通省令で定める緑地管理機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の三第二号に掲げる緑地（通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。）とする。

（景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設）

第二十九条の三　法第八十条の二第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の三各号に掲げるものとする。

（低未利用土地利用促進協定の認可の基準）

第二十九条の四　法第八十条の二第三項第三号（法第八十条の四において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。

二　（略）